

平成 30 年 4 月 27 日

整理回収機構

民事再生手続において回収が一部不能となった  
事案が発生した件について

昨年 4 月、債務者の連帯保証人が民事再生を申し立てた事案において、裁判所から「再生手続開始通知書」等が送付されなかったことや当社における確認等も十分でなかったこともあり、所定期間内に再生債権の届出を行うことができなかったという事案が発生いたしました。

当該債権の回収につきましては、発覚後速やかに管財人と協議し、裁判所の許可を得て和解したものの、正しく債権届出をした場合と比較して、回収額は約 3,700 万円少なくなることとなりました。

当社といたしましては、このような事案が発生したことについて、深く反省するとともに、再発防止策の策定・実施にとどまらず、適切な事務のあり方につきまして今後も検討を続け、適切な債権回収業務に努めてまいり所存ですので、引き続き、当社の債権回収業務にご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。